東京都北区デジタル推進条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第二号

東京都北区デジタル推進条例

（目的）

第一条　この条例は、区民、事業者等があらゆる活動において先端的な技術をはじめとする情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、必要な支援の実施その他の情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　条例等　条例並びに東京都北区規則（以下「規則」という。）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程並びにその他の申請、届出その他の手続に係る区の機関等が定める根拠となる規定（次号ハに掲げる者にあっては、東京都北区（以下「区」という。）の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）をいう。

二　区の機関等　次に掲げるものをいう。

イ　地方自治法第七章の規定に基づいて置かれる区の執行機関又はこれらに置かれる機関

ロ　イに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ハ　区の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）

三　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四　署名等　署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

五　電磁的記録　電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六　申請等　申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき区の機関等以外の者を経由して行われる申請等における当該区の機関等以外

の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける区の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の手続とみなして、この条例の規定を適用する。

七　処分通知等　処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき区の機関等以外の者を経由して行う処分通知等における当該区の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う区の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の手続とみなして、この条例の規定を適用する。

八　縦覧等　法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

九　作成等　法令又は条例等の規定に基づき区の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十　手続等　申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（基本原則）

第三条　情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮及び必要な支援がされることを確保しつつ、手続等及びこれに関連する区の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることとし、あわせて、手続等に係る関係者が相互に連携することにより、当該手続等に係る情報を共有して当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとすること及び手続等を一括して行うことができるようにすることを基本原則とする。

（推進計画）

第四条　区長は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る区の機関（第二条第二号イ及びロに掲げるものをいう。以下同じ。）の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針

三　対象となる手続等の範囲

四　情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容

３　区長は、推進計画を定めるに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

４　区長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（区の機関等による情報システムの整備等）

第五条　区の機関は、推進計画に従って情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策（第三項において「情報システムの整備等」という。）を実施しなければならない。

２　区の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

３　区の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムの整備等に係る手続等及びこれに関連する区の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うものとする。

４　第二条第二号ハに掲げる者は、前三項の規定に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第六条　申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（区の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける区の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該区の機関等に到達したものとみなす。

4　申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名

称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5　申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条　処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組

織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4　処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定

める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第八条　縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

２　前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第九条　作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

２　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

３　作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第十条　次に掲げる手続等については、第六条から前条までの規定は、適用しない。

一　手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることとその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

二　手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第十一条　申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第十二条　区は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が助言その他の必要な支援を受けられるようにするための施策、当該支援を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第十三条　区長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる区の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第十四条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条及び第五条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

（東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の廃止）

2　東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年三月東京都北区条例第二号）は、廃止する。

（経過措置）

3　第六条及び第七条の規定は、施行日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等（前項の規定による廃止前の東京都北区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第二条第六号に規定する申請等をいう。）又

は処分通知等（廃止前の条例第二条第七号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

4　この条例の施行の際現に廃止前の条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、第八条又は第九条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第三号

東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例

目次

前文
第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　子どもの権利の保障
第一節　大切な子どもの権利（第四条）
第二節　子どもの権利を保障するための役割（第五条―第八条）
第三章　子どもの幸せの実現に向けた取組の推進（第九条―第十七条）
第四章　子どもの権利に関する施策の推進および検証
第一節　子どもの権利に関する施策の推進等（第十八条・第十九条）
第二節　東京都北区子どもの権利委員会（第二十条―第二十三条）
第五章　子どもの権利擁護（第二十四条―第二十七条）
第六章　雑則（第二十八条）
付則

〈子どもたちからのメッセージ〉

私たち子どもは、ゆったりと安心できる場所で休めるとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが生まれながらに持っている、育つ権利や生きる

権利をはじめとした、様々な権利を大切にしてほしいです。

私たち子どもは、努力が報われたときや、できなかったことができるようになったとき、幸せを感じます。大人のみなさんには、私たち子どもが失敗をおそれず、くり返し挑戦できる環境をつくってほしいです。

私たち子どもは、おいしいものを食べているときや安心してねむっているとき、また「楽しい」と笑顔になれるときに、幸せを感じます。大人のみなさんには、子ども同士や大人と子どもで共に笑い合える時間を作ってほしいです。そして、安全に過ごせる環境づくりに努めてほしいです。

私たち子どもは、一人ひとり、やりたいことやできることがちがいます。大人のみなさんには、自分が子どもだったときのことを思い出し、私たち子どもが心からやりたいことを自由に行おうとする姿勢を温かく見守り、一人ひとりに合わせた応援をしてほしいです。

私たち子どもは、言いたいことをうまく言えないときがあります。そんなとき、大人のみなさんには、私たち子どもの話にしっかりと耳をかたむけ、ありのままの私たちを受け入れてほしいです。

〈大人からのメッセージ〉

私たち大人は、東京都北区（以下「区」といいます。）と協力して、子どものみなさんが幸せな状態で生活を送ることができるよう、この条例の趣旨をふまえ、子

どもの視点に立って、子どものみなさんと関わるよう努力します。

〈区からのメッセージ〉

子どものみなさん。区は、みなさんが幸せを感じながら健やかに成長できることが、何よりの幸せであると思っています。そのため、みなさんの様々な権利が保障されるよう、全力を挙げて取組を進めます。

大人のみなさん。区は、子どもの育ちと子育てを支援するため、全ての区民のみなさまに協力を求めてまいります。

区は、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）の理念に基づき、前述のような子どもたち・大人からの思いがかない、子どもたちが幸せな状態で生活を送ることができるようこの条例を制定します。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、未来を担う子どもたちがだれ一人取り残されることなく、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的とします。

（言葉の意味）

第二条　この条例において「子ども」とは、次の各号のいずれかに当てはまる十八

歳未満の人およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいいます。

一　区内に住んでいる人

二　区内で学んでいる人または働いている人

三　前二号に当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人

2　この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。

3　この条例において「区民等」とは、次の各号のいずれかに当てはまる人をいいます。

一　区内に住んでいる人

二　区内で学んでいる人または働いている人

三　区内で事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）

四　前三号に当てはまる人のほか、区内で生活し、または活動する人

4　この条例において「育ち学ぶ施設」とは、保育所、幼稚園、学校その他の子どもが育ち、学び、または活動するために利用する施設をいいます。

5　この条例において「団体」とは、子どもが育ち、学び、または活動するための団体をいいます。

（基本理念）

第三条　子どもを権利の主体として尊重するとともに、子どもに関係のあることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一とします。

2　子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、また相互にこれを尊重し合い、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されます。

3　子どもが将来への夢と希望を持って、幸せな状態で生活を送ることができるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備します。

第二章　子どもの権利の保障

第一節　大切な子どもの権利

第四条　子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等のあらゆる場面において、特に次にかかげる権利が保障されます。

一　自分の意見、考え、気持ち等（以下「意見等」といいます。）を表明し、およびそれが尊重されること。

二　身体的または精神的な暴力を受けないこと。

三　家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、年齢、性別、障害の有無、国籍、性のあり方等により差別をされないこと。

四　安全・安心に過ごせること。

五　ゆったりと安心できる場所で休めること。

六　プライバシーが大事にされること。

七　遊ぶこと。
八　様々な文化、芸術、スポーツ等にふれ、および親しむこと。
九　くり返し挑戦できること。
十　なやんでいること、困っていること等を相談できること。
十一　一人ひとりに応じた学ぶ環境が確保されること。

第二節　子どもの権利を保障するための役割

（区の役割）

第五条　区は、子どもの権利を保障するための施策を推進することにより、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行うものとします。

2　区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとします。

3　区は、子どもの権利の保障について、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

4　区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、または協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めるものとします。

（保護者の役割）

第六条　保護者は、子どもの年齢、成長等に応じた権利が保障されるよう努めるものとします。

（区民等の役割）

第七条　区民等は、地域社会において子どもが権利の主体であることを認識し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、子どもを見守り、または支援するよう努めるものとします。

２　事業者は、そこで働く人が、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとします。

（育ち学ぶ施設および団体の役割）

第八条　育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるとともに、家庭、地域等との協力の下で子どもが主体的に育ち、および学ぶことができるよう支援に努めるものとします。

第三章　子どもの幸せの実現に向けた取組の推進

（子どもの意見等の表明および参加）

第九条　子どもは、自分の意見等を表明することができ、それが尊重されます。

２　子どもは、自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けません。

３　区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの

意見等の反映または参加に努めるものとします。

4　区、育ち学ぶ施設および団体は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとします。

5　区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するものとします。

（子どもの意見等を求めるための会議）

第十条　東京都北区長（以下「区長」といいます。）は、子どもの意見等を求めるための会議（以下この条において「会議」といいます。）を開くものとします。

2　区長は、子どもに関する区の施策その他区長が必要と認めることについて、会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。

3　会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。

4　区長は、会議への子どもの参加がうながされ、会議が順調に運営されるよう、必要な情報を子どもに分かりやすい形で提供する等の支援を行うものとします。

5　会議に参加する子どもは、第二項に規定することについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。

6　区長は、前項の規定により、提出された意見等について、これを尊重するよう

努めるものとします。

（虐待、体罰等の防止）

第十一条　虐待、体罰等は、子どもの心身の成長および人格の形成に大きな影響を与える重大な権利侵害であり、だれであっても、どのような理由があってもしてはなりません。

2　区は、関係機関と連携し、子どもに対する虐待、体罰等の防止および虐待、体罰等からの適切かつ速やかな救済のために、必要な措置を講じ、または必要な支援を行うものとします。

（いじめ等の防止）

第十二条　区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害（以下「いじめ等」といいます。）を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。

2　区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめ等の防止のために必要な措置を講ずるものとします。

3　区、育ち学ぶ施設および団体は、いじめ等を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

4　区が行ういじめ等の防止に係る取組は、東京都北区いじめ防止条例（平成二十七年三月東京都北区条例第五号）の基本理念その他同条例の規定との整合性を図

りながら行われるものとします。

（子どもが安全・安心に過ごすことのできる環境づくり）

第十三条　区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力し、子どもが安全・安心に過ごすことのできる環境づくりに努めるものとします。

２　区、事業者、育ち学ぶ施設および団体は、法令等に基づき、その活動において子どものプライバシーが保護されるよう必要な措置を講ずるものとします。

３　保護者は、子どもの発達に応じてそのプライバシーを尊重するよう努めるものとします。

（子どもの居場所づくり）

第十四条　区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの身近な生活の場において、子どもが自由にのびのびと遊び、学びその他の活動をするために必要な居場所づくり（次項において「子どもの居場所づくり」といいます。）に努めるものとします。

２　区は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、またはその支援に努めるものとします。

（子どもが相談しやすい環境づくり）

第十五条　区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがなやんでいること、困っていること等について、相談しやすい環境づくりに努めるものとし

ます。

２　区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもから受けた相談の内容について、子どもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取りあつかうよう努めるものとします。

（子ども一人ひとりに応じた学びの環境づくり）

第十六条　区、育ち学ぶ施設および団体は、子ども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、子どもが望む形で学ぶことができる環境づくりに努めるものとします。

（子どもの貧困の防止）

第十七条　区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、健やかに育ち、および学ぶことができるよう、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むものとします。

第四章　子どもの権利に関する施策の推進および検証

第一節　子どもの権利に関する施策の推進等

（子どもの権利に関する施策の推進）

第十八条　区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利に関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとします。

（子どもの権利に関する普及啓発）

第十九条　区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めるものとします。

２　区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが子どもの権利を知り、および自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めるものとします。

第二節　東京都北区子どもの権利委員会

（東京都北区子どもの権利委員会）

第二十条　区は、この条例に基づく子どもの権利に関する施策を検証するために、区長の附属機関として東京都北区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

２　権利委員会は、学識経験者その他東京都北区規則（以下「規則」といいます。）で定める人のうちから区長が委嘱する委員十人以内をもって組織します。

３　委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任されることができます。

４　区長は、委員が心身の故障のため仕事を行うことができないと認める場合または仕事における義務違反その他委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

５　委員は、仕事において知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた

後も同様とします。

（権利委員会の仕事）

第二十一条　権利委員会は、次に定めることを行います。

一　区長の諮問を受けて、区における子どもの権利保障の状況、第二十四条の権利擁護委員からの報告、区が策定する子ども・子育て支援に関する計画のうち子どもの権利に関するもの等について、調査および審議をすること。

二　前号の調査および審議の結果を区長に答申し、または子どもの権利に関する施策の改善等を提言すること。

（会長および副会長）

第二十二条　権利委員会に会長および副会長を置きます。

２　会長および副会長は、委員の互選によって定めます。

３　会長は、権利委員会を代表し、会務を総理します。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代理します。

（招集等）

第二十三条　権利委員会は、会長が招集します。

２　権利委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができません。

３　権利委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長

の決するところによります。

第五章　子どもの権利擁護

（子どもの権利擁護委員）

第二十四条　区は、子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るために、東京都北区子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」といいます。）を置きます。

2　権利擁護委員は、次に定める仕事を担当します。

一　子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。

二　子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。

三　子どもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。

四　子どもの権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見の表明をすること。

五　子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。

3　権利擁護委員は、三人以内とし、人格が優れ、子どもの権利に関して理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱します。

4　権利擁護委員の任期は、二年とします。ただし、再任されることができます。

５　区長は、権利擁護委員が心身の故障のために仕事を担当することができないと認める場合、第三項に規定する委嘱の要件を満たさなくなった場合または仕事における義務違反その他権利擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、その職を解くことができます。

６　権利擁護委員は、仕事において、知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（権利擁護委員の仕事の進め方）

第二十五条　権利擁護委員は、仕事を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

２　権利擁護委員は、公正かつ公平に仕事を行わなければなりません。

３　権利擁護委員は、それぞれ独立して仕事を行います。ただし、必要に応じて合議を行います。

４　権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、仕事を行うことができません。

５　権利擁護委員は、毎年度、仕事の実施状況について区長に報告しなければなりません。

６　区は、権利擁護委員の独立性および公正かつ公平に仕事を行うことができる環

境を確保するために必要な協力および支援を行うものとします。

7　区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、権利擁護委員の仕事に協力するよう努めるものとします。

（権利擁護委員への相談等）

第二十六条　子ども（その子どもに関係のある人をふくみます。）は、権利擁護委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第二十四条第二項第三号の要請若しくは同項第四号の意見の表明を行うことを求めることができます。

（権利擁護委員の要請および意見の尊重等）

第二十七条　区、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、権利擁護委員から第二十四条第二項第三号の要請および同項第四号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

2　区の機関は、前項の取組を行うときには、その内容を権利擁護委員に報告しなければなりません。ただし、同項の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利擁護委員に報告しなければなりません。

第六章　雑則

（委任）

第二十八条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和六年四月一日から施行（しこう）します。ただし、第四章第二節、第五章および次項（じこう）の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

（東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区子どもの権利委員会　会長	二〇、六〇〇円
学識経験者から委嘱された委員	一八、五〇〇円

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第四号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年十月東京都北区条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第五条第一項第三号中「別表第二の第一欄に掲げる」を「第十九条第八号の情報照会者である」に、「同表の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第三欄に掲げる」を「同号の情報提供者である」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

付　則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

東京都北区職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第五号

東京都北区職員定数条例の一部を改正する条例

東京都北区職員定数条例（昭和五十年三月東京都北区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「千五百六十五人」を「二千四百四十七人」に、「職員　十四人」を「職員　十五人」に、「千七十人」を「百八十八人」に、「五十九人」を「三十四人」に、「二千七百四十三人」を「二千七百十九人」に改める。

付　則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第六号

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百八十二・五」を「百分の百八十七・五」に改める。

別表中「九二三、四〇〇円」を「九二六、二〇〇円」に、「七九二、六〇〇円」を「七九五、〇〇〇円」に、「六五九、〇〇〇円」を「六六一、〇〇〇円」に、「六三二、〇〇〇円」を「六三三、九〇〇円」に、「六一五、〇〇〇円」を「六一六、八〇〇円」に改める。

付　則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第七号

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、一四七、一〇〇円」を「一、一五〇、五〇〇円」に、「九一八、七〇〇円」を「九二一、五〇〇円」に、「八四一、四〇〇円」を「八四三、九〇〇円」に改める。

別表第四中「百分の百八十二・五」を「百分の百八十七・五」に改める。

付　則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第八号

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十二月東京都北区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「六十三万四千九百円」を「六十三万六千八百円」に改める。

第四条第三項中「百分の百八十二・五」を「百分の百八十七・五」に改める。

付　則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第九号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「七、一九四円」を「七、四九四円」に、「六、二四〇円」を「六、四五九円」に、「八、八二〇円」を「九、〇九〇円」に、「七、二六〇円」を「七、四二二円」に、「一一、四八一円」を「一一、七〇三円」に、「八、九四三円」を「九、〇八一円」に、「一二、九九〇円」を「一三、一五二円」に、「一〇、四四三円」を「一〇、五三九円」に、「一五、五三四円」を「一五、五七三円」に、「一一、四五一円」を「一一、五〇五円」に、「一六、五六三円」を「一六、六〇二円」に、「一一、八四四円」を「一一、八六五円」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和

五年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都北区定住化基金条例を廃止する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十号

東京都北区定住化基金条例を廃止する条例

東京都北区定住化基金条例（平成四年三月東京都北区条例第八号）は、廃止する。

付　則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区住宅管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十一号

東京都北区住宅管理基金条例の一部を改正する条例

東京都北区住宅管理基金条例（平成九年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都北区住宅建設等基金条例

第一条中「住宅の」の下に「建設及び」を加え、「東京都北区住宅管理基金」を「東京都北区住宅建設等基金」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（東京都北区施設建設基金条例の一部改正）

2　東京都北区施設建設基金条例（昭和五十一年九月東京都北区条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「建設（」の下に「住宅の建設及び」を加える。

東京都北区立図書館設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十二号

東京都北区立図書館設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立図書館設置条例（昭和五十四年三月東京都北区条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の部東京都北区立上十条図書館の項を削る。

付　則

この条例は、令和六年十二月一日から施行する。

東京都北区立区民センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十三号

東京都北区立区民センターの設置及び管理の基本に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立区民センターの設置及び管理の基本に関する条例（昭和五十八年十二月東京都北区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立上十条区民センターの項中「東京都北区立上十条図書館」を削り、同表東京都北区立十条台区民センターの項中「東京都北区立十条台児童館」を「東京都北区立十条台子どもセンター」に改め、同表東京都北区立神谷区民センターの項中「東京都北区立神谷南児童館」を「東京都北区立神谷子どもセンター」に改める。

付　則

この条例は、令和六年十二月一日から施行する。ただし、別表東京都北区立十条台区民センターの項及び東京都北区立神谷区民センターの項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十四号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し中「掲示」の下に「等」を加え、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

付　則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十五号

東京都北区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

東京都北区子ども家庭支援センター条例（令和元年十二月東京都北区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「東京都北区教育委員会（以下「委員会」という。）」を「区長」に改める。

第四条中「東京都北区教育委員会規則」を「東京都北区規則」に改める。

第五条第三号、第六条から第八条まで及び第十一条中「委員会」を「区長」に改める。

付　則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十六号

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

付則第二条の三の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第二条の四　所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十七条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

２　前項前段の場合において、第十七条の規定により控除された金額に係る損失対

象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

3　第一項の規定は、令和六年度分の第二十三条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第二十四条第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

付則第三条中「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の五第三項」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十七号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第一号イ中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号ロ中「第二十二条」を「第七条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都」を削り、同号ヘ中「（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）」を削り、同条第二号ロ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　法第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

第十四条の三第二号ニ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第十四条の四の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第十五条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十五条の四の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「百分の七・一七（一般被保険者に係る」を「百分の八・六九（」に、「百分の五十四」を「百分の五十五」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第二号中「四万五千円」を「四万九千百円」に改め、「一般被保険者に係る」を削り、「百分の四十六」を「百分の四十五」に改め、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第十五条の五から第十五条の七までを次のように改める。

第十五条の五から第十五条の七まで　削除

第十五条の八中「又は第十五条の五」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦

課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）」を削る。

第十五条の九の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第二号イ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ロ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十五条の十の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十五条の十一の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十五条の十二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第一号中「百分の二・四二（一般被保険者に係る」を「百分の二・八〇（」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同条第二号中「一万五千百円（一般被保険者に係る」を「一万六千五百円（」に改め、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第十五条の十三から第十五条の十五までを次のように改める。

第十五条の十三から第十五条の十五まで　削除

第十五条の十六中「又は第十五条の十三」及び「（一般被保険者と退職被保険者

等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第十六条第二号イ中「第二十二条」を「第七条」に改め、同号ロ中「法附則第九条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

第十六条の四第一号中「百分の二・一三」を「百分の二・二八」に改め、同条第二号中「一万六千二百円」を「一万六千五百円」に改める。

第十九条中「若しくは第十五条の五」を削り、「若しくは第十五条の十三の額、」を「の額若しくは」に改める。

第十九条の二中「又は第十五条の五」及び「又は第十五条の十三」を削り、「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第一号イ中「三万千五百円」を「三万四千三百七十円」に改め、同号ロ中「一万五百七十円」を「一万千五百五十円」に改め、同号ハ中「一万千三百四十円」を「一万千五百五十円」に改め、同条第二号中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号イ中「二万二千五百円」を「二万四千五百五十円」に改め、同号ロ中「七千五百五十円」を「八千二百五十円」に改め、同号ハ中「八千百円」を「八千二百五十円」に改め、同条第三号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改め、同号イ中「九千円」を「九千八百二十円」

に改め、同号ロ中「三千二十円」を「三千三百円」に改め、同号ハ中「三千二百四十円」を「三千三百円」に改める。

第十九条の四第一号イ中「六千七百五十円」を「七千三百六十五円」に改め、同号ロ中「一万千二百五十円」を「一万二千二百七十五円」に改め、同号ハ中「一万八千円」を「一万九千六百四十円」に改め、同号ニ中「二万二千五百円」を「二万四千五百五十円」に改め、同条第二号イ中「二千二百六十五円」を「二千四百七十五円」に改め、同号ロ中「三千七百七十五円」を「四千百二十五円」に改め、同号ハ中「六千四十円」を「六千六百円」に改め、同号ニ中「七千五百五十円」を「八千二百五十円」に改める。

付則第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条　削除

付則第八条第一項中「第十一条」を「第十条」に改める。

付則第十一条を削る。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条

の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十八号

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都北区介護保険条例（平成十二年三月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、同項第一号中「三万六千七百円」を「三万五千五百円」に改め、同項第二号中「四万八千四百円」を「四万六千四百円」に改め、同項第三号中「五万二千八百円」を「五万三千二百円」に改め、同項第四号中「六万三千百円」を「六万七千九百円」に改め、同項第五号中「七万三千四百円」を「七万五千五百円」に改め、同項第六号中「八万八千円」を「九万六百円」に改め、同号イ中「以下で」を「未満で」に改め、同項第七号中「九万九千円」を「十万千九百円」に改め、同項第八号中「十一万七千四百円」を「十二万八百円」に改め、同項第九号中「十二万四千七百円」を「十二万八千三百円」に改め、同項第十号中「十四万六千七百円」を「十五万八千五百円」に改め、同項第十一号中「十六万千四百円」を「十八万千二百円」に改め、同項第十二号中「十八万三千四百円」を「二十万三千八百円」に改め、同項第十三号中「二十万五千四百円」を「二十二万六千四百円」に改め、同項第十四号中「二十二万七千四百円」を「二十四万九千百円」に改め、同項第十五号中「二十四万二千百円」を「二十六万四千二百円」に改め、同項第十六号中「二十

五万六千八百円」を「二十七万九千三百円」に改め、同条第二項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「二万二千十一円」を「二万二千六百四十四円」に改め、同条第三項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「二万二千十一円」を「二万二千六百四十四円」に、「三万八十一円」を「三万千三百二十四円」に改め、同条第四項中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「二万二千十一円」を「二万二千六百四十四円」に、「四万九千百五十七円」を「五万二千八百三十六円」に改める。

第六条第三項中「ハ」を「ニ」に、「又は第九号ロ」を「、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に、「第九号まで」を「第十三号まで」に改める。

付則第十条を削り、付則第十一条を付則第十条とする。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の東京都北区介護保険条例第四条の規定は、令和六年度分の保険料から適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前

の例による。

東京都北区議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月二十七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区条例第十九号

東京都北区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都北区議会委員会条例（昭和三十一年十一月東京都北区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「及び健康部」を「、健康部及び子ども未来部」に改め、同項第四号中「文教子ども委員会」を「文教委員会」に改める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都北区議会委員会条例第二条の健康福祉委員会及び文教子ども委員会（以下これらの委員会を「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員である者は、この条例による改正後の東京都北区議会委員会条例第二条の健康福祉委員会及び文教委員会（以下これらの委員会を「新委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員となるものとし、当該新委員会の委員の任期は、当該旧委員会の委員の残任期間とする。

3　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都北区議会委員会条例の規定による常任委員会において継続審査及び調査中の事件については、この条

例による改正後の東京都北区議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託された継続事件とみなす。